

## 生駒市条例第12号

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改め、「及び第2項」の次に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第2条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000円
2	424,000円
3	477,000円
4	541,000円
5	617,000円
6	721,000円
7	844,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外等)

第8条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(1) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで、第14条の2及び第16条の規定

(2) 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条、第4条、第6条、第9条から第11条まで、第13条及び第16条の規定

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第1

4 条の 3 第 1 項中「前条に規定する市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 15 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」とする。

- 3 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第 2 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、企業職員給与条例第 2 条第 3 項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第 14 条中「前条に規定する管理者が指定する職にある職員」とあるのは「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の 1 項を加える。

（給料の月額の特例）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、特定任期付職員の給料の月額（地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1 号給及び 2 号給 100 分の 2

(2) 3 号給から 7 号給まで 100 分の 2.1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(1) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第2条第4項

(2) 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）第2条第3号

(3) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項

(4) 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）第2条

(5) 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条